

兵庫牧場来場者一般防疫事項

家畜改良センター兵庫牧場で飼養する鶏を伝染性疾病から守るため、兵庫牧場への入場に際しては、以下に定める防疫事項を遵守して下さい。

確約条件をご確認下さい。

事前に当該担当者にご連絡頂いた上、下記全てについて確約を頂ける方に限り、来場者確約書を提出して頂くことを条件とし、入場を許可させて頂いております。

- 1 家庭または勤務先において、鳥類の飼育を行っていないこと
- 2 鳥類に接触して一週間以上（当日は含まない）経過していること
- 3 鳥類関連施設（鳥類の飼育施設・研究施設等）へ立ち入り、一週間以上（当日は含まない）経過していること
- 4 海外から帰国・入国し一週間以上（帰国日は含まない）経過していること
- 5 入場日から起算して、過去二ヶ月以内に海外で使用した衣服や靴を、入場時に着用しないこと

ただし、国内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合や、その他疾病の侵入の恐れがある場合は、場内への入場をお断り、又は制限させて頂くことがあります。

実際の入場に際しては、以下の入場手順を遵守して下さい。

- 1 必ず事前に外線又は正門荷物受渡場所の内線電話より連絡すること
- 2 入場時には靴を脱ぎ、右手ロッカー内の来場者用場内長靴を着用すること
なお、履いてきた靴は、長靴の入っていたロッカーの下段に收容すること
- 3 場内用長靴の靴底、衣服、手指を消毒した後、真っ直ぐ庁舎へ向かうこと

資材の搬入等により車両での入場が必要な場合には、入場場所・手順等が異なるため、必ず事前にご連絡頂いた上で、担当者の指示に従って下さい。

また、原則として鶏舎地区への入場は禁止しております。業務上必要であると考えられる場合（緊急を要する修理・工事等）に限り、入場を許可させて頂きますので、必ず事前にご相談下さい。なお、鶏を飼養中の鶏舎内や孵卵期の孵卵舎内への立ち入りをする場合には、正門でシャワーを浴び場内専用着に着替えをする、もしくはこれに準じた措置をした後に入場していただくこととなります。

防疫上の観点から、許可された地区及び施設以外へは立ち入らず、場内においては当該職員の指示に従って行動して下さい。

来場者確約書

令和 年 月 日

独立行政法人 家畜改良センター
兵庫牧場長 殿

家畜改良センター兵庫牧場で飼養する鶏を伝染性疾病から守るため、下記の事項を遵守することを確約します。

記

- 1 家庭及び勤務先において、鳥類の飼育を行っていないこと
- 2 鳥類に接触して一週間以上（当日は含まない）経過していること
- 3 鳥類関連施設（鳥類の飼育施設・研究施設等）へ立ち入り、一週間以上（当日は含まない）経過していること
- 4 海外から帰国・入国し一週間以上（帰国日は含まない）経過していること
- 5 入場日から起算して、過去二ヶ月以内に海外で使用した衣服や靴を、入場時に着用しないこと

入場予定期間 令和 年 月 日～ 月 日

入場目的： _____

会社名： _____

住 所： _____

T E L： _____

F A X： _____

氏 名： _____ 印

氏 名： _____ 印

氏 名： _____ 印

氏 名： _____ 印

※氏名を自署する場合は押印を省略できる